

(4) 文化財防災設備等

文化財の防災設備、保存施設等の計画的な整備を促進するとともに、所有者又は管理団体に対し、日常的管理の強化を図るよう指導に努める。

(5) 文化財保存助成

文化財の管理、修理、防災及び復旧、史跡の公有化、埋蔵文化財保存調査等に対する文化財保存助成の充実に努める。

(6) 史跡の整備

県内に存在する歴史的、学術的価値の高い史跡を長期的計画に基づいて調査するとともに、史跡の全体的な保存という観点に立って、整備を促進する。

3 文化財の愛護と公開の推進

(1) 文化財の愛護

各種の広報媒体の活用や地域における学習会等を通して、文化財に対する県民の理解と愛護精神の高揚に努める。

(2) 文化財の公開

公開施設の整備と公開の機会の拡充を図り、文化財の公開を促進する。